登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一) 登録海技免許講習実施機関の名称
(変更前) 熊本県立苓洋高等学校・熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(変更後) 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(二) 登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
(変更前) 熊本県立苓洋高等学校・熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(変更後) 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
二(一) 登録海技免許講習実施機関の名称
(変更前) 大分県立津久見高等学校海洋科学校
(変更後) 大分県立海洋科学高等学校
(二) 登録海技免許講習事務を行う事務所の名称
(変更前) 大分県立津久見高等学校海洋科学校
(変更後) 大分県立海洋科学高等学校
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日

登録海技免許講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の七の規定により次の登録海技免許講習実施機関より登録海技免許講習事務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録海技免許講習実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校
(二) 廃止する登録海技免許講習の種類　機関救命講習、機関英語講習
(三) 廃止年月日　平成二十九年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　海上自衛隊第1術科学校
(二) 代表者の氏名
(変更前) 淵之上英寿
(変更後) 中畑　康樹
(三) 変更年月日　平成二十八年十二月二十日
二(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称
(変更前) 熊本県立苓洋高等学校・熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(変更後) 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(二) 登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称
(変更前) 熊本県立苓洋高等学校・熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(変更後) 熊本県立天草拓心高等学校マリン校舎
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
三(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称
(変更前) 大分県立津久見高等学校海洋科学校
(変更後) 大分県立海洋科学高等学校
(二) 登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称
(変更前) 大分県立津久見高等学校海洋科学校
(変更後) 大分県立海洋科学高等学校
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日

登録船舶職員養成事務の休廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の七の規定により登録船舶職員養成事務の一部を休止又は廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

一(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　新潟県立海洋高等学校
(二) 廃止する登録船舶職員養成施設の種類　内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設
(三) 変更年月日　平成二十九年四月一日
二(一) 登録船舶職員養成実施機関の名称　独立行政法人海技教育機構
(二) 休止する登録船舶職員養成施設の種類
六級海技士（航海）第一種養成施設
六級海技士（航海）第二種養成施設
(三) 休止期間
自　平成二十九年四月一日
至　平成三十年三月三十一日

登録操縦免許証更新講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の五の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称及び住所
(変更前) 高川　英夫　東京都江戸川区東葛西六丁目17番地6の405号エームマンション
(変更後) 船舶免許サウスランド合同会社　東京都江戸川区東葛西五丁目1番14号
(二) 登録操縦免許更新講習事務を行う事務所の名称及び所在地
(変更前) サウスランドマリンクラブ
東京都江戸川区東葛西六丁目17番地6の405号エームマンション
(変更後) 船舶免許サウスランド合同会社
東京都江戸川区東葛西五丁目1番14号
(三) 変更年月日　平成二十九年二月十八日

登録操縦免許証失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第二号の規定により、公示する。

平成二十九年四月十日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称及び住所
(変更前) 高川　英夫　東京都江戸川区東葛西六丁目17番地6の405号エームマンション
(変更後) 船舶免許サウスランド合同会社　東京都江戸川区東葛西五丁目1番14号
(二) 登録操縦免許証失効再交付講習事務を行う事務所の名称及び所在地
(変更前) サウスランドマリンクラブ
東京都江戸川区東葛西六丁目17番地6の405号エームマンション
(変更後) 船舶免許サウスランド合同会社
東京都江戸川区東葛西五丁目1番14号
(三) 変更年月日　平成二十九年二月十八日